

平成二十四年厚生労働省令第百四十八号

労働契約法第十八条第一項の通算契約期間

に関する基準を定める省令
労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第
十八条第二項の規定に基づき、労働契約法第十八
条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省
令を次のように定める。

(法第十八条第一項の厚生労働省令で定める基
準)

第一条 労働契約法 (以下「法」という。) 第十
八条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次
の各号に掲げる無契約期間(一の有期労働契約
の契約期間が満了した日とその次の有期労働契
約の契約期間の初日との間にこれららの契約期間
のいずれにも含まれない期間がある場合の当該
期間をいう。以下この条において同じ。)に応
じ、それぞれ当該各号に定めるものであること
とする。

一 最初の雇入れの日後最初に到来する無契約
期間 (以下この項において「第一無契約期
間」という。) 第一無契約期間の期間が、第
一無契約期間の前にある有期労働契約の契約
期間(二以上の有期労働契約がある場合は、
その全ての契約期間を通算した期間)に二分
の一を乗じて得た期間(六月を超えるときは
六月とし、一月に満たない端数を生じたとき
はこれを一月として計算した期間とする。)
未満であること。

二 第一無契約期間の次に到来する無契約期間
(以下この項において「第二無契約期間」と
いう。) 次に掲げる場合に応じ それぞれ次
に定めるものであること。

イ 第一無契約期間が前号に定めるものであ
る場合 第二無契約期間の期間が、第二
無契約期間の前にある有期労働契約の契約
期間(二以上の有期労働契約がある場合は、
その全ての契約期間を通算した期間)に二分
の一を乗じて得た期間(六月を超えるときは
六月とし、一月に満たない端数を生じたとき
はこれを一月として計算した期間とする。)
未満であること。

ロ イに掲げる場合以外の場合 第二無契約
期間の期間が、第一無契約期間と第二無契
約期間の前にある全ての有期労働契約の
契約期間を通算した期間に二分の一を乗じ
て得た期間(六月を超えるときは六月と
し、一月に満たない端数を生じたときはこ
れを一月として計算した期間とする。)未
満であること。

ときはこれを一月として計算した期間とす
る。)未満であること。

ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十
五年四月一日)から施行する。

第一条第一項の規定は、この省令の施行の日
以後の日を契約期間の初日とする期間の定め
ある労働契約について適用する。

三 第二無契約期間の次に到来する無契約期間
(以下この項において「第三無契約期間」と
いう。) 次に掲げる場合に応じ それぞれ次
に定めるものであること。

イ 第二無契約期間が前号イに定めるもので
ある場合 第三無契約期間の期間が、第三
無契約期間の前にある全ての有期労働契約
の契約期間を通算した期間に二分の一を乗
じて得た期間(六月を超えるときは六月と
し、一月に満たない端数を生じたときはこ
れを一月として計算した期間とする。)未
満であること。

ロ 第二無契約期間が前号ロに定めるもので
ある場合 第三無契約期間の期間が、第一
無契約期間と第三無契約期間の間にある全
ての有期労働契約の契約期間を通算した期
間(二分の一を乗じて得た期間(六月を超
えるときは六月とし、一月に満たない端数
を生じたときはこれを一月として計算した
期間とする。)未満であること。

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 第三
無契約期間の期間が、第二無契約期間と第
三無契約期間の間にある有期労働契約の契
約期間(二以上の有期労働契約がある場合
は、その全ての契約期間を通算した期間)
に二分の一を乗じて得た期間(六月を超
えるときは六月とし、一月に満たない端数を
生じたときはこれを二月として計算した期
間とする。)未満であること。

四 第三無契約期間後に到来する無契約期間
当該無契約期間が、前三号の例により計算し
て得た期間未満であること。

五 前項の規定により通算の対象となるそれぞれ
の有期労働契約の契約期間に一月に満たない端
数がある場合は、これらの端数の合算について
は、三十日をもつて一月とする。

(法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期
間)

第二条 法第十八条第二項の厚生労働省令で定め
る期間は、同項の当該一の有期労働契約の契約
期間に二分の一を乗じて得た期間(一月に満た
ない端数を生じたときは、これを一月として計
算した期間とする。)とする。

一 この省令は、労働契約法の一部を改正する法
律(平成二十四年法律第五十六号)附則第一項
に定めるものである。

附 則

1 律(平成二十四年法律第五十六号)附則第一項
に定めるものである。